

国民健康保険運営協議会関係法令

国民健康保険法 （抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

- 第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令 （抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

- 第二条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。
- 3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公

益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第四条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第三条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第四条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

羽村市国民健康保険条例 （抜粋）

第2章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 被保険者を代表する委員 3人
- （2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- （3） 公益を代表する委員 3人
- （4） 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

羽村市国民健康保険運営協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、羽村市国民健康保険条例（昭和38年条例第27号。以下「条例」という。）第3条に基づき羽村市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（協議会の職務）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- （1） 一部負担金の負担割合に関すること。

(2) 療養給付期間に関すること。

(3) 保険給付の種類及び内容に関すること。

(4) 保健事業の実施大綱の策定に関すること。

(5) その他国民健康保険事業運営に関する重要事項

2 協議会は、市長の諮問を受けたときは、会議をその都度開き速やかに答申しなければならない。

3 市長は、諮問事項についてあらかじめ会長に通知しなければならない。

(委員の委嘱及び辞任)

第3条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員を辞職しようとするときは、事由を具して市長に届出なければならない。

(書記)

第4条 協議会に書記を置き、市長がこれを命ずる。

2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(協議会の議長)

第6条 協議会の議長は、会長とする。

(会議の定足数)

第7条 会議は委員定数の2分の1以上が出席し、かつ、条例第2条第1号から第3号に規定する委員の1人以上が出席していなければ開催することができない。

(議決の方法)

第8条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(除斥)

第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に加わることはできない。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第10条 議長は議事に関して必要と認めたときは、市長又は関係職員に対して説明を求め、又は関係資料を提出させることができる。

(会議録の作成保存)

第11条 議長は、書記をして会議録を調製し、これを保存させなければならない。

(会議録の署名)

第12条 前条の会議録は、議長及び議長の指名する2人以上の委員が署名するものとする。

付 則

1 この規則は、昭和34年4月1日から適用する。